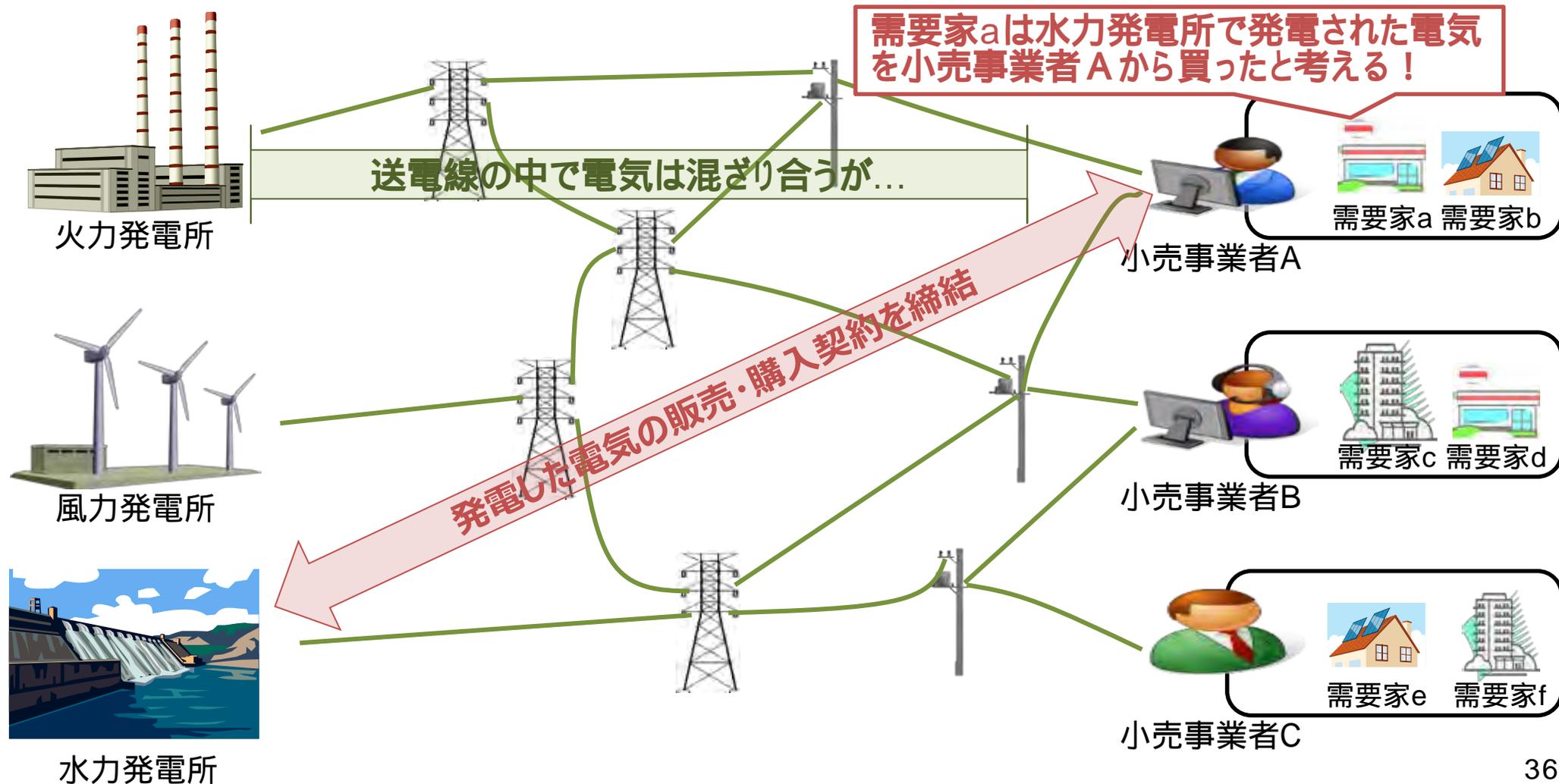


電源特性をセールスポイントにしたメニューの設定も可能です

- 小売事業者は、発電所から電気を買って、需要家に（同じ量の）電気を買っている。
- 各地の発電所で発電した電気は送電線の中で混ざり合うが、小売事業者が買った電気がそのまま需要家に供給されていると考える。



小売電気事業者には適切な情報提供が求められます

1．電源構成開示の意義について

- u エネルギー基本計画においては、需要家が多様な選択肢から自由にエネルギー源を選ぶことで、エネルギー供給構造がより効率化されることが期待されるとともに、供給サイドにおいても供給構造の安定性がより効果的に発揮されることにつながるという考え方が示されている。
- u また、小売電気事業者が電源構成等の情報を開示することにより、**需要家が電源構成などを比較した上で供給を受ける事業者を選択することが可能となる**とともに、**価格以外の特性を差別化要素とした競争が生じ、より競争的な電力市場の実現に資することが期待される。**
- u これらを踏まえると、**供給側が電源構成等の情報を開示し、需要家が積極的に電気の選択を行うことには一定の意義がある**と考えられる。

2．開示義務化の課題について

- u 電源構成開示は上記のような意義を有するが、義務付けについては以下のような問題もある。
開示が行われないことにより需要家に**実際の損失が生じる**など弊害が生じる訳ではない
実現するためには(a)小規模な事業者にとって負担となる、(b)発電事業者から小売電気事業者に対して**電源種別に関する情報提供が必要となる**などの留意点がある
自由化された電力市場では本来、規制によるのではなく、**需要家のニーズに応じ、電源構成を積極的にアピールしたい事業者が創意工夫を行い開示することが期待される**

小売電気事業者には適切な情報提供が求められます

3 . 電源構成開示の取扱いについて

- u 以上を踏まえると、現時点で、電源構成を開示しないことを、命令や罰則によって最終的に担保する「問題のある行為」とするのではなく、むしろ、電源構成を開示することを「望ましい行為」として位置付けることで、事業者の取組を政策的に促していくことが適当。
- u ただし、その際には、上述（2）（a）や（b）にも留意が必要である。

4 . 発電事業者としての発電構成の開示について

- u 小売事業者が発電事業も行っている場合、その発電構成を表示することは問題ない。（ただし、小売の電源構成と誤認されないようにすること。）
- u また、例えば、太陽光発電を行っている小売電気事業者が、販売電力量以上の発電を行っている場合、「当社は販売電力量の100%に『相当』する量の太陽光発電を行っている」旨を表示することも、小売で販売する電気の電源構成とは異なることが需要家に分かるよう説明されていれば、問題とはならない。

5 . 電源構成開示の方法について

- u 開示の方法については、ホームページやパンフレット、チラシ等で開示することなどが望ましい。
- u 開示に当たっては、次頁のような方法で示すことが望ましい。なお、その際には、CO₂排出係数（調整後排出係数）を併せて記載することが望ましい。

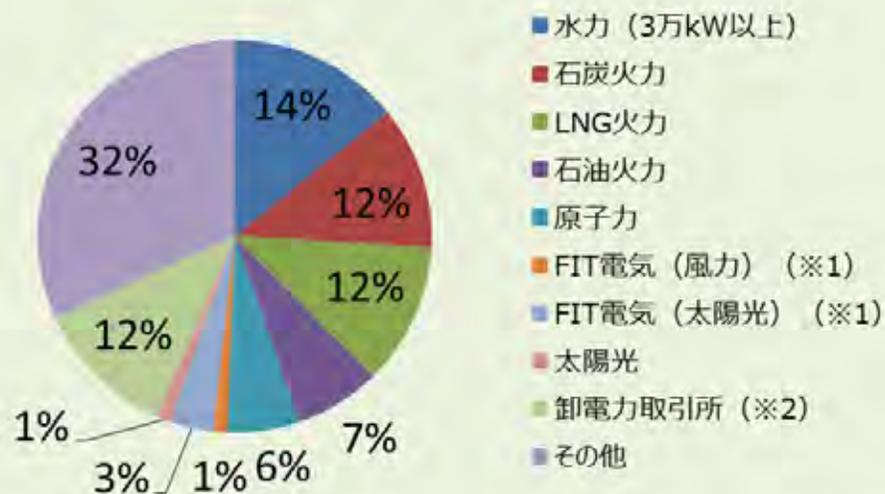
6 . 今後の検討について

- u 今後、需要家のニーズや事業者の取組を注視し、需要家のニーズが高まっても事業者の開示の取組が広がっていないなど、市場が適切に機能していないと考えられる場合には、改めて開示の在り方について検討することが必要となる。なお、小売電気事業者の電源構成の開示状況等については、現在、調査中。

小売電気事業者には適切な情報提供が求められます

小売電気事業者には、電源構成等についても、適切な情報提供を求めています。

当社の電源構成
(平成27年4月1日～平成28年3月31日の実績値)



FIT電気の特性を明示

(※1) 当社がこの電気を調達する費用の一部は、当社のお客様以外の方も含め、電気をご利用の全ての皆様から集めた賦課金により賄われており、この電気のCO2排出量については、火力発電なども含めた全国平均の電気のCO2排出量を持った電気として扱われます。

(※2) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

取引所で調達した電気の特性を明示

(※3) 他社から調達した電気については、以下の方法により電源構成を仕分けています。

①〇〇電力(株)の不特定の発電所から継続的に卸売を受けている電気(常時バックアップ)については、同社の平成26年度の電源構成に基づき仕分けています(今後、平成27年度の電源構成が公表され次第、数値を修正予定です)。

②他社から調達している電気の一部で発電所が特定できないものについては、「その他」の取扱いとしています。

他社から調達した電気の電源構成の仕分けの考え方を明示

(※4) 当社の〇年度のCO2排出係数(調整後排出係数)は〇〇です(単位: 〇kg-CO₂/kWh)

電源構成と併せてCO2排出係数(調整後排出係数)を明示

代理・媒介・取次ぎについて

- 「代理」・「媒介」の場合、契約関係は需要家と小売電気事業者の間で締結されますので、通常の契約関係となります。携帯電話代理店等が小売電気事業者の代理店として、店頭で電気を売ることなどが想定されます。
- 一方、「取次ぎ」の場合、小売電気事業者のために契約の締結を自身で行うことになり、契約は需要家と取次ぎ事業者の間で締結されます。L P ガスの会社などが小売電気事業者の取次店として、L P ガスの販売とあわせて、自社の名義で電気を売ることなどが想定されます。
- 代理・媒介・取次ぎのいずれかで契約した場合であっても、小売電気事業者が電気の供給を行い、苦情等処理などの義務も負いますので、小売電気事業者が誰なのかが重要な契約条件となります。この点、代理・媒介・取次ぎを行う事業者には、自身が代理・媒介・取次ぎであることと小売電気事業者が誰かを説明することが義務づけられていますので、事業者の説明をしっかりと確認することが重要です。

< 小売供給契約の締結の「代理」、「媒介」のイメージ >

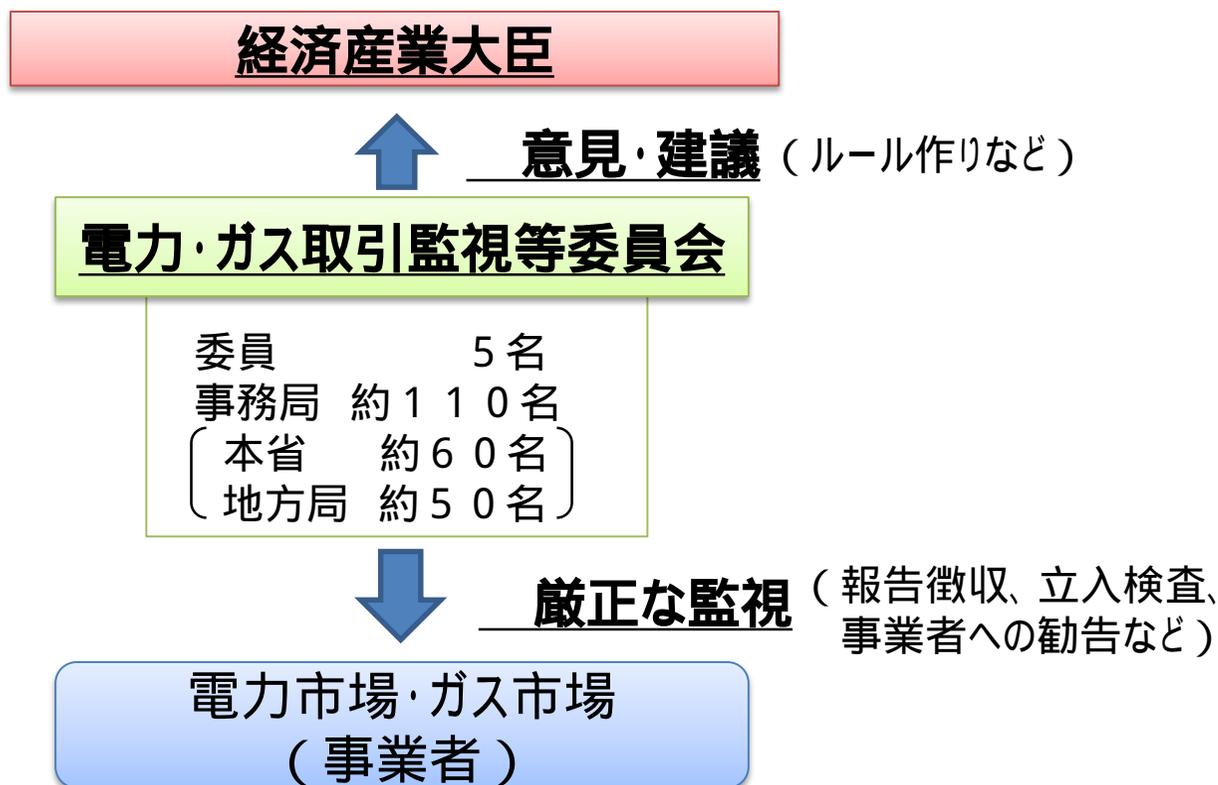


< 小売供給契約の締結の「取次ぎ」のイメージ >



電力・ガス取引監視等委員会とは

- 電力システム改革の実施に当たり、健全な競争が促されるよう、**市場の監視機能を強化**するため、**経済産業大臣直属の組織**として、昨年9月に設立。
- 本年4月1日からは、都市ガス、熱供給事業も業務の対象に追加。
- 適正な取引**が行われているか厳正な「**監視**」を行うほか、必要な**ルール作り**などに関して経産大臣へ「**意見・建議**」を行う。



委員長及び委員について

1 委員は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣が任命。

八田 達夫
(委員長)



【経済】
大阪大学 招聘教授
アジア成長研究所 所長

稲垣 隆一



【法律】
稲垣隆一法律事務所
弁護士

林 泰弘



【工学】
早稲田大学大学院
教授

圓尾 雅則



【金融】
SMBC日興証券
マネージングディレクター

箕輪 恵美子



【会計】
監査法人トーマツ
パートナー 公認会計士

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ

「新規参入者に切り替えたいのだけれど、誰に話をすればいい？」

➡ **新規参入者に申込みをするだけで、ワンストップでの切替えが可能となるシステムが導入されていますので、切替え先の事業者にご相談ください。**

新規参入者がワンストップでの切替えに対応していない場合も考えられますので、事業者にご確認ください。

「電気の供給元を切り替える時に必要な個人情報などはあるのか？」

➡ **氏名、現在契約を結んでいる電力会社名（＝切り替える前の供給元の名称）、お客さま番号、供給地点特定番号、切替え希望日、が必要になります。**

供給地点特定番号

（本年1月から新たに記載）

供給を受けようとする需要場所を特定するために各需要家に付される22桁の番号

氏名

ご契約者は誰か。請求書にどのように記載されているか（漢字か、カタカナか等）。

お客さま番号

電気ご使用量のお知らせ		様	
ご使用場所	本本本本 本本本本		
27年8月分	ご使用期間 検針月日 7月2日～8月1日 (31日間)	ご契約種別	従量電灯B
ご使用量	290kWh	ご契約	30A
請求予定金額 (うち消費税等相当額)	7,724円 572円	当月指示数	4311
基本料金	842円40銭	前月指示数	4021
上記料金内訳		差	290
電力量料金	2,331円60銭	計器乗率(倍)	
・1段料金	4,404円70銭	取替前計量値	000
・2段料金	-258円10銭	計器番号(下3桁)	
燃料費調整額	458円00銭		
再エネ発電賦課金	-54円00銭		
口座振替割引			

お問い合わせは、下記の電話番号まで
～おかけ間違いにお気をつけてください。～

お問い合わせ先/カスタマーセンター
お引越先、ご契約の変更
0000-00-0000
その地の電気に関するご用件
0000-00-0000

東京電力株式会社
ダミー(事業所コード000)

電気を上手に使って、
もっと省エネ!

- 使っていないお部屋や明るい窓際の照明はこまめに消す習慣を。また、照明器具の明るさは、ホコリや汚れがつくと低下します。こまめなお掃除をお忘れなく。
- 熱いものは、冷ましてから冷蔵庫にいれましょう。冷蔵庫も冷凍室も温度の高いものをそのまま入れると、冷蔵庫の消費電力が増加します。

お客さま番号
00000-00000-0-00

東京電力株式会社
ダミー(事業所コード000)

お問い合わせ先
(カスタマーセンター)
お引越先、ご契約の変更
0000-00-0000
その地の電気に関するご用件
0000-00-0000

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ

「知らないうちに高額な解約金を設定されるようなことはないか？」

➡ **小売事業者は契約時に消費者に電気料金や解約条件などを書面を渡して説明することが義務付けられています。**

なお、不当に高額な解約金の設定等は経済産業大臣による是正命令の対象です。

「新規参入者に切り替えた場合、誰から料金が請求されるの？」

➡ **新しく契約した事業者から請求されることになります。**

「たくさんの事業者がいるけど、ちゃんとした事業者は誰か？」

➡ **小売事業者は国の登録を受けなければなりません。**

経済産業省HPに登録事業者一覧を掲載しているので御確認下さい。

本委員会トップページ (<http://www.emsc.meti.go.jp/>) の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！
インターネット閲覧環境にない場合には、専用ダイヤル (0570 - 028 - 555) まで。

「自分が住んでる地域で営業している小売事業者はどこか？」

➡ **経済産業省HPに登録事業者一覧を掲載しているので御確認下さい。**

本委員会トップページ (<http://www.emsc.meti.go.jp/>) の「登録小売電気事業者一覧」をクリック！
インターネット閲覧環境にない場合には、専用ダイヤル (0570 - 028 - 555) まで。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ

「小売事業者が倒産するなど電気の供給元がいなくなった場合はどうになってしまうのか？」

➡ それによりただちに供給が停止することはありません。
新たな供給元が見つかるまでの間、これまでから供給を受けている電力会社から供給を受けることとなります。

「小売事業者が契約している発電所が事故で止まったら供給も止まってしまうのか？」

➡ 小売事業者が電気を調達できない場合、その不足分は一般送配電事業者（電力会社の送配電部門）が補給する制度になっているため、ただちに供給が停止することはありません。

「電気の供給元を新規参入者に切り替えると新たに電線を引く必要はないのか？」

➡ 新規参入者に切り替えてもこれまで供給を受けている電力会社の送電線等を使って電気が供給されるため新たに電線を引く必要はありません。

「我が家で複数の電力会社から電気の供給を受けることはできるのか？」

➡ 原則、電気の供給契約は需要場所ごと（一般家庭であればご家庭ごと）に結ぶことになるので、一つのご家庭で複数の電力会社から電気の供給を受けることはできません。

「停電した場合には、誰にお問い合わせればよいのか？」

➡ 小売事業者にお問い合わせください。送電線などの設備が原因で停電する場合もあるので、電力会社の送配電部門にお問い合わせ頂くことも可能です。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ

「スマートメーターとは何か？」

通信機能を有し、30分単位での検針や遠隔での検針等が可能になる新しい電力量計です。導入することで30分単位の電力使用量が把握でき、ライフスタイルにあった料金メニューの選択が可能となります。



目視による月単位の計量しかできない

従来型のメーター



(ユニット式メーター)

通信機能

計量機能

30分単位の細かな計量や遠隔での計量などができる

スマートメーター



(一体型メーター)

「スマートメーターに取り替えたいのだけど・・・」

各電力会社において計画的に取り替えを進めています。家庭のエネルギー管理システム（HEMS）設置に伴い早期取替えを希望をする方、本年4月以降、電気の供給元を変える方、は優先的に設置が行われます。詳細は事業者（については電力会社の送配電部門、については小売事業者）にお問い合わせ下さい。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ

「スマートメーターに取り替えるためには費用がかかるのか？」

➡ 原則費用はかかりません。（ただし、メーター取り替えに伴う工事に費用がかかる場合があります。）

「スマートメーターが付いてないと電気の供給元の切替えはできないのか？」

➡ 従来型のメーターであっても切り替えは可能です。（各電力会社において計画的に取り替えを進めています。）

「新規参入者に切り替えた場合、電力メーターの検針には誰が来ることになりますか？」

➡ 検針は引き続きこれまでどおりの電力会社によって行われます。ただし、スマートメーターを設置した場合は原則現地での検針の必要がなくなるため、原則として検針に来ることはなくなります。

「新規事業者がいない地域では電力会社による今の料金メニューしか選べないのか？」

➡ 本年4月以降、各地域の電力会社は、既存の料金メニューに加え、自由な料金メニュー設定も可能となり、そうしたメニューを選択できます。

「地産地消のメニューは、信じて良いのか？」

➡ 事業者は消費者に対し、提供するメニューの内容などを説明する法的義務があるため、「どこで発電した電気か」「どのような点で地産地消なのか」といったことなどをきちんと説明した上で地産地消などのメニュー設定が可能になります。

国民の皆様から多く寄せられるご質問・お問い合わせ

「マンションに住んでいるが、電力会社を選べるようになるのか？」

➡ マンションにお住まいの方も供給元を選べるようになります。ただし、管理組合などを通じてマンション全体で一括して電気の購入契約を締結している場合には、その契約やマンション内の規約などで制限される場合があるので、管理組合にご確認下さい。

「クーリング・オフはできるのか？」

➡ 自由化後の電気の訪問販売・電話勧誘販売については、クーリング・オフ制度の対象となります（経過措置料金などは除かれます）。なお、本年4月より前に、4月以降の電気の供給契約を締結した場合には、現在のクーリング・オフの対象となります。

「クーリング・オフ制度」とは？

… 「クーリング・オフ」とは、契約した後、頭を冷やして（Cooling Off）冷静に考え直す時間を消費者に与え、一定期間内（訪問販売・電話勧誘販売については8日間）であれば無条件で契約を解除することができる特別な制度のことをいいます。なお、営業のため又は営業としての契約は、クーリング・オフの対象となりませんので、御注意ください。

「電力同様、都市ガスについては全面自由化されないのか？」

➡ 平成29年より自由化すべく、資源エネルギー庁で制度の詳細設計の検討が行われています。

* その他、本委員会ホームページにQ & Aを掲載しておりますので、そちらも御覧下さい。

（トップページ（<http://www.emsc.meti.go.jp/>）から「小売全面自由化に関するFAQ」をクリック！）